

県内事業所のみなさまへ

# ふじのくに健康づくりアドバイザー を派遣します！

静岡県では、「ふじのくに健康づくり推進事業所宣言」の取組を推進するとともに、県内企業・事業所へ健康経営の輪を広げていくため、県の支援を希望する企業・事業所に対し、健康づくりに関する各分野に精通した「ふじのくに健康づくりアドバイザー」を派遣し、指導・助言等の支援を実施しています。専門職による支援を実施しますので、是非積極的に活用してください！！

## 対象

- ・「ふじのくに健康づくり推進事業所」に認定された事業所
- ・県が支援することが適当であると認める事業所

## 支援分野

生活習慣病分野、喫煙対策分野、栄養分野、運動分野、歯科分野

## 派遣の流れ

### ①アドバイザーの派遣の相談

最寄の健康福祉センター(政令市の場合は県庁健康増進課)に連絡する。

### ②派遣申請書の提出

アドバイザーの派遣を希望する事業所は、申請書を最寄の健康福祉センター(政令市の場合は県庁健康増進課)に提出する。

### ③派遣調整

### ④派遣決定通知・派遣依頼書

健康福祉センター又は県庁健康増進課は、事業所及び派遣するアドバイザーに対し、実施内容を通知する。

### ⑤アドバイザーの派遣、支援の実施

### ⑥実施報告書の提出

派遣終了後、事業所は最寄の健康福祉センター(政令市の場合は県庁健康増進課)に対し、実施報告書を提出し、実施結果を報告する。



## ふじのくに健康づくり推進事業所宣言とは？

静岡県では、個人の健康づくりや企業・事業所の『健康経営』の取組を後押しするため、県と企業・事業所が連携して、健康づくりの目標を宣言する「ふじのくに健康づくり推進事業所宣言」に取り組んでいます。

企業・事業所が抱える健康課題を把握し、その解決のための取組を宣言し、県が認定、HP等で公表し、各種支援を実施することで、企業・事業所の健康づくりを推進していきます。宣言内容は、健診受診率の向上やメタボ予防、メンタルヘルス対策など、多岐にわたります。健康経営の足がかりとして、是非お気軽にお問合せください。



生きがいと健康づくり  
イメージキャラクター  
「ちゃっぴー」©静岡県

問合せ先

企業・事業所の方は、裏面に記載のある最寄の健康福祉センターへお問合せください。  
(政令市の場合は、県庁健康増進課にお願いします。)



# 問合せ先一覧

	企業・事業所所在地	健康福祉センター	課名	電話番号
1	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	賀茂健康福祉センター	健康増進課	☎ 0558-24-2037
2	熱海市、伊東市	熱海健康福祉センター	医療健康課	☎ 0557-82-9125
3	沼津市、三島市、裾野市、伊豆の国市、清水町、長泉町、函南町、伊豆市	東部健康福祉センター	健康増進課	☎ 055-920-2112
4	御殿場市、小山町	御殿場健康福祉センター	医療健康課	☎ 0550-82-1224
5	富士市、富士宮市	富士健康福祉センター	医療健康課	☎ 0545-65-2151
6	焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、牧之原市、吉田町	中部健康福祉センター	健康増進課	☎ 054-644-9280
7	磐田市、袋井市、森町、掛川市、御前崎市、菊川市、湖西市	西部健康福祉センター	健康増進課	☎ 0538-37-2583
8	静岡市、浜松市	県庁	健康増進課	☎ 054-221-2779

## 健康づくり活動に関する知事褒賞について

健康増進に関する活動に積極的に取り組み、今後もその活動が期待できる企業・事業所等を表彰し、職場における健康づくりを推進することを目的として創設した褒賞制度です。従業員の健康診断の受診促進や健康増進のための健康増進のための必要な取組、受動喫煙対策・禁煙対策、従業員やその家族並びに地域住民等を対象とした健康づくり(職場内のスポーツ大会や健康体操、心の健康対策、過重労働対策等)等、職場における健康づくり活動を奨励します。

健康づくりに取り組んでいる企業や事業所の方は、是非応募してください!



※記載内容に不明な点がございましたら、以下の連絡先にお問い合わせください。

静岡県健康福祉部健康増進課 TEL:054-221-2779